



島根県報

令和6年7月19日（金）

第 5 3 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定	（ ” ）	3
保安林の指定施業要件の変更	（ ” ）	3
島根県収入証紙売りさばき人の氏名の変更	（審 査 指 導 課）	4

【公 告】

公共測量の実施（4件）	（技 術 管 理 課）	4
公共測量の終了	（ ” ）	5

【特定調達公告】

島根県立特別支援学校教員用端末整備事業（W i n T a b ・ i P a d）の賃貸 借に係る一般競争入札の実施	（特別支援教育課）	6
--	-----------	---

告 示

島根県告示第475号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市富山町才坂字芦谷1831-1

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第476号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町一窪田3794、3795、3796-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

佐田町一窪田3794・3795・3796-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第477号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町頓原141-3、2646-2・2646-4・2646-5・2647-2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

頓原141-3、2646-2・2646-4・2646-5・2647-2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第478号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名を変更した旨届出があった。

令和6年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 後
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
830	邑智郡川本町大字川本 337-6 邑智郡交通安全協会 会 長 山中 康樹	邑智郡川本町大字川本 337-6	邑智郡交通安全協会 会 長 黒川 民次郎	邑智郡交通安全協会 会 長 山中 康樹

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年6月15日から令和9年3月31日まで
- 3 作業地域
松江市大野町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

令和6年7月5日から令和7年3月14日まで

3 作業地域

浜田市の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年7月8日から同年8月30日まで

3 作業地域

益田市高津町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（3・4級基準点測量）

2 作業期間

令和6年7月8日から同年10月21日まで

3 作業地域

益田市匹見町澄川地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年7月5日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年4月25日から同年7月5日まで

3 作業地域

雲南市三刀屋町給下地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年7月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 入札に付する事項**(1) 件名及び数量**

島根県立特別支援学校教員用端末整備事業（WinTab・iPad）一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和6年11月1日から令和11年10月31日

(4) 納入期限

令和6年10月31日（木）

ただし、システム構築期限は令和6年10月28日（月）とする。

(5) 納入場所

島根県立盲学校（島根県松江市西浜佐陀町468）

島根県立松江ろう学校（島根県松江市古志町191-6）

島根県立浜田ろう学校（島根県浜田市国分町342-2）

島根県立松江養護学校川津校舎（島根県松江市西川津町31）

島根県立松江養護学校乃木校舎（島根県松江市乃木福富町733-2）

島根県立松江養護学校安来分教室（島根県安来市佐久保町115）

島根県立出雲養護学校（島根県出雲市神西沖町2485）

島根県立出雲養護学校大田分教室（島根県大田市久手町刺鹿522-1）

島根県立出雲養護学校みらい分教室（島根県出雲市神西沖2485）

島根県立出雲養護学校雲南分教室（島根県雲南市三刀屋町三刀屋1212-32）

島根県立出雲養護学校邇摩分教室（島根県大田市仁摩町仁万907）

島根県立石見養護学校（島根県邑智郡邑南町中野2384-18）

島根県立浜田養護学校（島根県浜田市国分町342-2）

島根県立益田養護学校（島根県益田市横田町2120-1）

島根県立隠岐養護学校（島根県隠岐郡隠岐の島町城北町363）

島根県立松江清心養護学校（島根県松江市東生馬町11）

島根県立江津清和養護学校（島根県江津市渡津町772）

島根県立松江緑が丘養護学校（島根県松江市上乃木5丁目18-1）

島根県教育庁特別支援教育課（島根県松江市殿町1）

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」に登録されている者又は営業種目大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポート、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (8) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (9) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有すること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階

島根県教育委員会特別支援教育課

電話 0852-22-5420 F A X 0852-22-6231

電子メール tokubetsu-shien@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和6年7月30日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(イ) 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和6年7月30日（火）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和6年8月6日（火）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎101会議室

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については令和6年8月5日（月）午後4時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月6日（火）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎101会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁特別支援教育課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service required : Details : Lease and maintenance of Printer and Tablet for education at Matsue Deaf School and 11 other schools 1 Set

(2) Time limit for tender : 10 : 00 a.m. August 6, 2024

(Bids by Post must be received by 4:00 p.m. on August 5, 2024)

(3) Contact point for the notice : Special Needs Education Division, Secretariat of Board of Education of

Shimane Prefecture 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Japan

TEL : 0852-22-5420